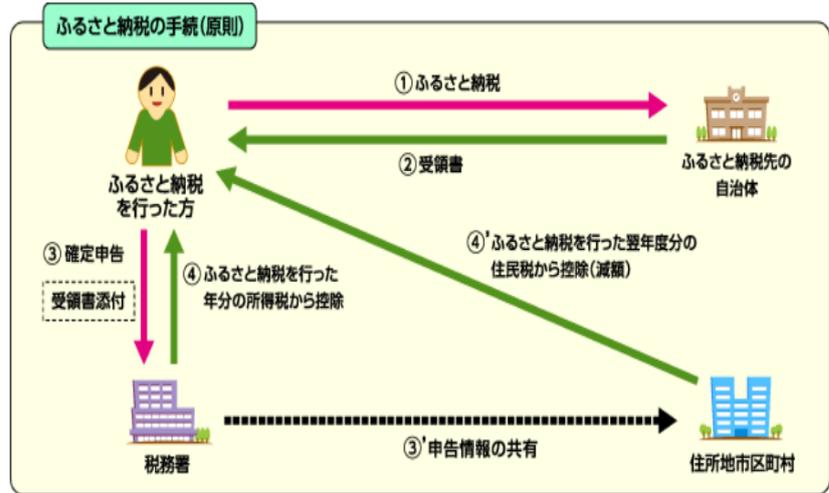


数年前より「ふるさと納税」という言葉を頻繁に耳にするようになってきたように感じます。ふるさと納税とは、納税者が、地方自治体へ使途を選択して寄付し、またこれらの寄付により所得税・住民税から税額控除を受けることができるというものです。

ふるさと納税手続きの流れ

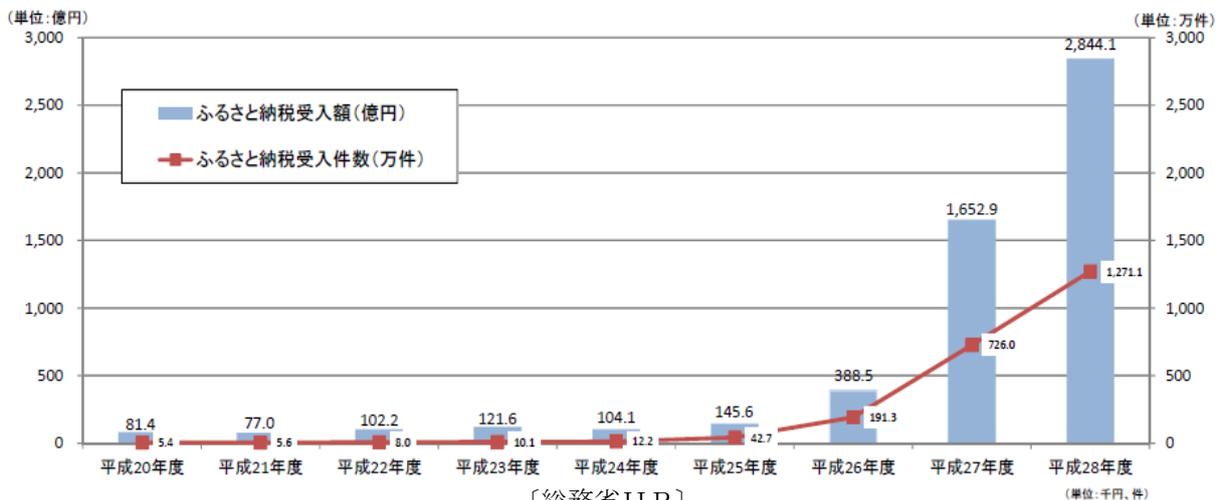
原則としては、右図のように確定申告をすることが必要です。ただし、確定申告の必要のない給与所得者であっても、5団体以内の地方自治体へ寄付した者に限り、ふるさと納税ワンストップ特例（平成27年4月1日より）が適用され、ふるさと納税先の自治体へ届け出ることにより、この制度を利用することが可能となりました。



[総務省HP]

ふるさと納税における住民税減収額

ふるさと納税を利用する人が年々増加しており、地方自治体間でふるさと納税の返戻品の競争が過熱しているような状況です。その「ふるさと納税に関する現状調査」が行われ、総務省が7月28日に調査内容を公表しました。調査は昨年(平成27年度)の1月から12月までのふるさと納税について行われ、今年度の課税控除対象となる寄付者数を取りまとめたものです。寄付者数は前年度の約1.7倍になり、控除額は約1.8倍の1,767億円にもなっています。



[総務省HP]